

# ■ポイ捨て等防止条例のポイント

平成16年12月14日公布。平成17年8月1日施行。

ただし罰則規定（第18条、第19条）は平成17年10月1日施行。

「札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例」（通称：ポイ捨て等防止条例）は、たばこの吸い殻、空き缶等及び飼い犬のふんの散乱の防止並びに喫煙の制限に関し、必要な事項を定めることにより、市、事業者及び市民等が協働して美しいまちづくりを推進し、もって市民の安全で快適な生活環境、さらには観光都市さっぽろにふさわしい環境を確保することを目的に制定されました。

## 市の責務（第3条）

- ・この条例の目的を達成するため、たばこの吸い殻、空き缶等及び飼い犬のふんの散乱の防止等に関する施策を策定し、実施しなければならない。
- ・たばこの吸い殻、空き缶等及び飼い犬のふんの散乱の防止等に関し、事業者、市民等及び土地所有者等に対して意識の啓発を図るとともに、これらの者で組織する団体の自主的な活動を支援しなければならない。

## 事業者の責務（第4条）

- ・事業所及びその周辺その他事業活動を行う地域において、たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止に関し、市民等に対する意識の啓発、清掃活動その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。
- ・たばこ、容器飲料、チューインガム等を販売する者は、その販売する場所にたばこの吸い殻及び空き缶等を収納するための回収容器等を設置するとともに、これを適正に管理するよう努めなければならない。

## 市民等の責務（第5条）

- ・たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱を防止するため、屋外において自ら生じさせたたばこの吸い殻及び空き缶等を持ち帰り、又は回収容器等に収納しなければならない。
- ・市民は、その居住する地域における活動に積極的に参加する等たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱のない美しいまちづくりの推進に努めなければならない。

## 土地所有者等の責務（第6条）

- ・所有し、占有し、又は管理する土地におけるたばこの吸い殻及び空き缶等の散乱を防止するため、土地の利用者の意識の啓発、清掃活動その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。

## たばこの吸い殻及び空き缶等の投げ捨て禁止（第7条）

- ・何人も、たばこの吸い殻及び空き缶等をみだりに捨ててはならない。

## 公共の場所における喫煙の制限（第8条）

- ・公共の場所において、歩行中（自転車乗車中を含む。以下同じ。）であるとき、又は吸い殻入れがそばに設置されていないときは、喫煙をしないよう努めなければならない。

## 公共の場所における印刷物等の回収（第9条）

- ・公共の場所において、印刷物等を市民等に配布し、又は配布させた者は、その配布場所の周辺に散乱している当該印刷物等を回収するよう努めなければならない。

## 公共の場所における飼い犬のふんの回収（第10条）

- ・ 飼い犬を連れている者は、公共の場所において、当該飼い犬がふんをしたときは、そのふんを回収しなければならない。

## 美化推進重点区域の指定（第11条）

- ・ 市長は、たばこの吸い殻、空き缶等及び飼い犬のふんの散乱を防止し、美しいまちづくりを推進することが特に必要と認められる区域を、美化推進重点区域（以下「重点区域」という。）に指定することができる。

## 喫煙制限区域の指定（第12条）

- ・ 市長は、重点区域において、たばこの吸い殻の投げ捨てにつながるだけではなく、他人の身体を害するおそれのある喫煙を制限する必要があると認められる区域を喫煙制限区域として指定することができる。

## 喫煙制限区域内における喫煙の制限（第13条）

- ・ 何人も、喫煙制限区域内の公共の場所において、歩行中であるとき、又は吸い殻入れがそばに設置されていないときは、喫煙をしてはならない。

## 罰則（第18条、第19条）

- ・ 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の過料に処する。
  - ①重点区域内において、第7条又は第10条の規定に違反した者
  - ②第13条の規定に違反した者
- ・ 重点区域の外において、第7条又は第10条の規定に違反した者は、2万円以下の過料に処する。

【美化推進重点区域及び喫煙制限区域】

北8条通



札幌市散乱等防止指導員が上記区域内を重点に市内全域で、毎日、巡回・指導を行い、条例違反者から、1,000円の過料を徴収している。